

宮城県公報

発行 宮城県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火、金曜日発行)

目次

Table with 3 columns: Title, Page, and Department. Includes items like '介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定' (1), '県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定' (3), '選挙管理委員会' (6), etc.

雑報

宮城県市町村職員共済組合令和二年度決算の要旨の公表 (14)
仙台市職員共済組合令和二年度決算の要旨の公表 (16)

告示

宮城県告示第五百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

Table with 3 columns: Facility Name/Address, Business Name, and Designation Date. Includes '訪問介護事業所サンすまい' and '燦ケアサービス株式会社'.

二 訪問看護

Table with 3 columns: Facility Name/Address, Business Name, and Designation Date. Includes 'リハナースステーション古大崎市古川台町二番二二三号' and '株式会社ひばり'.

三 通所介護

Table with 3 columns: Facility Name/Address, Business Name, and Designation Date. Includes '介護保険事業所番号' and 'デイサービスmomomo多賀'.

六六番地

○宮城県告示第五百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
○四六一五九〇一五〇	リハナーステーション古川 大崎市古川台町二番二三号	株式会社ひばり	令和三年三月十五日

○宮城県告示第五百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七一五〇一〇九八	大崎市社会福祉協議会鹿島台ヘルパーステーション 大崎市鹿島台大迫字石竹八番地二四	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	令和三年三月三十一日
○四七二一三〇一四一六	訪問介護事業所宇宙ステーション 所 栗原市築館宮野中央二丁目五 一中央宮忠一〇二号室	株式会社宇宙ステーション	令和三年三月三十一日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七一五〇一二〇五	大崎市社会福祉協議会古川訪問入浴サービス 大崎市古川北稲葉二丁目二	社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	令和三年三月三十一日

三 通所介護

番一〇号

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七〇五〇〇六二〇	気仙沼市福寿荘デイサービスセンター 気仙沼市松崎柳沢二一六番地の一三	社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会	令和三年三月三十一日

○四七二一三〇〇九〇五	栗原市瀬峰デイサービスセンター 栗原市瀬峰長者原三七番地の二	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会	令和三年三月三十一日
-------------	-----------------------------------	------------------	------------

○四七二一三〇〇九二二	栗原市金成デイサービスセンター 栗原市金成沢辺町沖二〇〇番地	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会	令和三年三月三十一日
-------------	-----------------------------------	------------------	------------

○四七二一三〇〇七〇七	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会栗原市一迫デイサービスセンター 栗原市一迫真坂字高橋二〇番地の一	社会福祉法人栗原市社会福祉協議会	令和三年三月三十一日
-------------	---	------------------	------------

○四七二一六〇〇六六七	郷音の杜デイサービス 宮城県松島町桜渡戸字欠ノ下五番地二一	株式会社 Ashly	令和三年三月十四日
-------------	----------------------------------	------------	-----------

四 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
○四七二四〇〇一六七	社会福祉法人亘理町社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所 亘理郡亘理町字旧館六〇番地の七	社会福祉法人亘理町社会福祉協議会	令和三年三月三十一日

○宮城県告示第五百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号 ○四七二五〇二二〇五	事業所の名称及び所在地 大崎市社会福祉協議会古川訪問入浴サービス大崎市古川北稲葉二丁目二番一〇号	事業者の名称 社会福祉法人大崎市社会福祉協議会	廃止年月日 令和三年三月三十一日
-------------------------	---	----------------------------	---------------------

二 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 ○四七二四〇〇一六七	事業所の名称及び所在地 社会福祉法人巨理町社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所 巨理郡巨理町字旧館六〇番地の七	事業者の名称 社会福祉法人巨理町社会福祉協議会	廃止年月日 令和三年三月三十一日
-------------------------	---	----------------------------	---------------------

○宮城県告示第五百十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年六月二十五日

一 農用地利用配分計画の概要

宮城県知事 村 井 嘉 浩

別冊のとおり

二 認可年月日

令和三年六月二十五日

○宮城県告示第五百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業岩沼地区第4分区において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和三年六月二十五日

土地の表示

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名 岩沼市	大字 寺島	字 新野中	地番 一〇八	地目 田	用途 田	地積 ㎡ 一、〇〇〇
-------------	----------	----------	-----------	---------	---------	------------------

同	同	同	一七二	田	田	四六五
---	---	---	-----	---	---	-----

○宮城県告示第五百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第五項の規定により県営土地改良事業清水川北浦地区の換地計画を変更したので、同項において準用する同法第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第五項において準用する同法第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この変更換地計画については、審査請求のほか、この変更換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に変更換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

変更換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年六月二十八日から令和三年七月二十八日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び美里町役場

○宮城県告示第五百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

<p>四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>(一) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>3 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 仙台市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 潮害の防備</p>	<p>二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 仙台市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 風害の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p>
<p>二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所</p> <p>(一) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p>	<p>仙台市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 落石の危険の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p> <p>(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>○宮城県告示第五百二十三号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。</p> <p>令和三年六月二十五日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東松島市（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 潮害の防備</p> <p>3 変更後の指定施業要件</p> <p>(一) 立木の伐採の方法</p> <p>(1) 主伐は、択伐による。</p>

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 丸森梁川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
伊具郡丸森町字土ヶ森一三番一地从先から 同郡同町字大畑一八番一地从先まで	後	前	五・〇、 三三・四	一、八六九・〇
	後		八・七、 三七・九	一、八六九・〇

○宮城県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石巻河北線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市中央三丁目四九番一地从先から 同市中央三丁目一番六地先まで	後	前	一〇・二、 二五・八	八六・九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	A	一〇・二、 一一・五	八六・五	

○宮城県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	石巻河北線	石巻市中央三丁目四九番一地从先から 同市中央三丁目一番六地先まで	令和三年 六月二十五日

○宮城県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜亘理線	名取市閑上字新狐島無番地先から 同市閑上字新狐島九番一地先まで	令和三年 六月二十五日

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借（W3）一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和三年十一月一日から令和八年十月三十一日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ令和三年七月七日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
 1 担当課
 〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和三年七月二十日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和三年八月五日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年八月六日(金)午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇一会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百三

条、百十四条及び令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第一百一十号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 5, 2021, 5 : 00 pm.

2 Item/Service Required : Lease of computer terminals for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System (W3) - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 201 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 6, 2021, 9 : 30 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察指掌紋自動識別システム機器賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和四年一月一日から令和八年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県警察本部刑事部鑑識課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和三年七月七日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等
1 担当課

千九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七二七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和三年七月二十日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にあって、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和三年八月五日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年八月六日（金）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇一会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百十三條、百十四條及び令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第一百一十一号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三條及び百十四條の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四條の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 5, 2021, 5 : 00 pm.

2 Item/Service Required : Lease of devices for the Miyagi Prefectural Police Palm and Finger Prints Automatic Identification System - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 201 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 6, 2021, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察勤務管理システム用サーバ賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和四年一月一日から令和八年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県警察本部ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てを

していない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和三年七月七日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

千九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和三年七月二十日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和三年八月五日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年八月六日（金）午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇一会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和三年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体 の名称	代表者 の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所 の所在地 (第一号)	公職の種類 (第一号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党宮城第五選挙区支部	森 千里	尾出 恵一	石巻市開北一丁目一	衆議院議員	○	令和三年四月二十六日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体 の名称	代表者 の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所 の所在地 (第一号)	公職の種類 (第一号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	届出年月日
森下千里後援会	森 千里	猪股 豪	仙台市青葉区上杉一	衆議院議員	森 千里、 衆議院議員	令和三年四月二日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者 の氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所 の所在地	届出年月日
岡崎たかし後援会	佐藤 能文	高橋 大志	柴田郡大河原町西浦三二一	令和三年四月三十日
佐々木雅文君を励ます東北大学「青葉・萩の会」	小林 政夫	渡邊 大	仙台市若林区新寺五一九一	令和三年五月二十五日
スピードUP!仙台	香野 朋広	佐藤 純	仙台市若林区六丁の目南町一〇一	令和三年五月十日

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百十三條、百十四條及び令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第一百一十号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三條及び百十四條の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免稅業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四條の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 5, 2021, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of a sever for the Miyagi Prefectural Police Work Management System - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 201 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 6, 2021, 10 : 30 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

自由民主党高清水支部	武田 正道	主たる事務所の所在地	栗原市高清水中町三〇	栗原市高清水中町三〇	令和三年五月十日
------------	-------	------------	------------	------------	----------

自由民主党高清水支部	武田 正道	代表者の氏名	佐藤 健治	佐藤 健治	
------------	-------	--------	-------	-------	--

自由民主党高清水支部	鎌田 英利	代表者の氏名	佐藤 俊信	佐藤 俊信	
------------	-------	--------	-------	-------	--

自由民主党多賀城市支部	伏谷 修一	主たる事務所の所在地	多賀城市八幡三	多賀城市高橋一	令和三年五月二十五日
-------------	-------	------------	---------	---------	------------

自由民主党多賀城市支部	伏谷 修一	代表者の氏名	深谷 晃祐	深谷 晃祐	
-------------	-------	--------	-------	-------	--

自由民主党宮城県柔道整復師支部	櫻田 裕	代表者の氏名	若生 壮司	若生 壮司	令和三年五月十六日
-----------------	------	--------	-------	-------	-----------

自由民主党宮城県総支部連合会	安住 淳	代表者の氏名	山下 章子	山下 章子	令和三年五月二十二日
----------------	------	--------	-------	-------	------------

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

井出のりあき後援会	井出 方明	主たる事務所の所在地	東松島市野蒜字 亀岡八二	東松島市矢本字 北浦四八五	令和三年五月二十四日
-----------	-------	------------	--------------	---------------	------------

政治結社尊皇至誠会	官澤 政昭	代表者の氏名	菊地 純一	佐藤 貴宏	令和三年十二月一日
-----------	-------	--------	-------	-------	-----------

高橋かつお後援会	阿部 学	主たる事務所の所在地	栗原市栗駒稲屋敷金田一〇	栗原市栗駒稲屋敷清水田六	令和三年五月六日
----------	------	------------	--------------	--------------	----------

日本弁護士政治連盟仙台支部	新里 宏二	代表者の氏名	新里 宏二	高橋 春男	令和三年五月十三日
---------------	-------	--------	-------	-------	-----------

宮城県柔道整復師連盟	櫻田 裕	代表者の氏名	若生 壮司	佐々木裕忠	令和三年五月十六日
------------	------	--------	-------	-------	-----------

宮城県隊友政治連盟	原田 富雄	主たる事務所の所在地	仙台市宮城野区 田子二二五	仙台市宮城野区 平成一	令和三年一月一日
-----------	-------	------------	---------------	-------------	----------

代表者の氏名	原田 富雄	相楽 允
--------	-------	------

宮城県土地家屋調査 菅澤 賢一 代表者 菅澤 賢一 三浦 幸治 令和三年四月二十一日
 士政治連盟

○宮選管告示第九十八号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治
 団体が解散した旨届出があった。

令和三年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
---------	--------	-------

自由民主党宮城県第五選挙区支部	勝沼 栄明	令和三年三月三十一日
-----------------	-------	------------

政治結社尊皇至誠会	官澤 政昭	令和三年三月四日
-----------	-------	----------

三塚博卸町地区後援会	菅井 長彦	令和二年三月二十四日
------------	-------	------------

○宮選管告示第九十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分(令和元年分)収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年六月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(その他の政治団体)

三塚博卸町地区後援会

報告年月日 2. 3. 3 (2. 3. 24解散)

1 収入総額	1,169,836
前年繰越額	1,169,773
本年収入額	63
2 支出総額	0
3 本年収入の内訳	

<p>その他の収入 一件十万円未満のもの 63</p> <p>4 資産等の内訳 〔預金又は貯金〕 1,092,997</p> <p>○宮城県告示第158号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第二項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。 令和三年六月二十五日</p>	<p>人件費 5,648,881 光熱水費 167,209 備品・消耗品費 1,981,915 事務所費 4,452,430 政治活動費 1,335,822 組織活動費 716,962 機関紙誌の発行その他の事業費 618,860 宣伝事業費 618,860</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕 佐藤幸太郎 600,000 石巻市 〔政治団体分〕 勝栄会 4,000,000 石巻市</p> <p>6 資産等の内訳 〔動産〕 自動車 2,380,000 平成28. 10. 31 1台</p>
<p>(政党の支部) 自由民主党宮城県第五選挙区支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 勝沼 栄明 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 3. 4. 15 (3. 3. 31解散)</p>	<p>(その他の政治団体) 政治結社尊皇至誠會 報告年月日 3. 3. 4 (3. 3. 4解散)</p>
<p>1 収入総額 13,705,994 前年繰越額 1,105,994 本年収入額 12,600,000 2 支出総額 13,586,257 3 本年収入の内訳 寄附 4,600,000 個人分 600,000 政治団体分 4,000,000 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 8,000,000 自由民主党本部 8,000,000 4 支出の内訳 経常経費 12,250,435</p>	<p>1 収入総額 43,935 前年繰越額 43,935 2 支出総額 38,500 3 支出の内訳 政治活動費 38,500 組織活動費 38,500 三塚博卸町地区後援会 報告年月日 2. 4. 22 (2. 3. 24解散)</p> <p>1 収入総額 1,169,836 前年繰越額 1,169,836 2 支出総額 1,584 3 支出の内訳</p>

<p>経常経費 1,584</p> <p>事務所費 1,584</p> <p>4 資産等の内訳 〔預金又は貯金〕 1,092,997</p> <p>○宮城県告示第百一号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第二項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>令和三年六月二十五日</p>	<p>備品・消耗品費 225,533</p> <p>事務所費 937,870</p> <p>政治活動費 534,306</p> <p>組織活動費 534,306</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕 50,000 年間五万円以下のもの 〔政治団体分〕 2,932,331 石巻市 勝栄会 （その他の政治団体） 政治結社専皇至誠會 報告年月日 3. 3. 4（3. 3. 4解散）</p>
<p>（政党の支部） 自由民主党宮城県第五選挙区支部 国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号 公職の候補者の氏名 勝沼 栄明 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 報告年月日 3. 4. 15（3. 3. 31解散）</p> <p>1 収入総額 3,102,068 前年繰越額 119,737 本年収入額 2,982,331</p> <p>2 支出総額 3,102,068 本年収入の内訳 寄附 2,982,331 個人分 50,000 政治団体分 2,932,331</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 2,567,762 人件費 1,375,279 光熱水費 29,080</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 岸 川 章 太 郎</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p>	<p>雑 報</p> <p>○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。 令和三年六月二十五日 宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和二年度決算の要旨を公告する。 令和三年六月二十五日 宮城県市町村職員共済組合 理事長 若 生 裕 俊</p>
	<p>1 収入総額 5,435 前年繰越額 5,435 2 支出総額 0</p>

宮城県市町村職員共済組合令和2年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
13	20	1	17	51

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	長 期	市町村長長期	船員一般	任意継続	合計
組 合 員 数 (人)	16,888	32	1,823	2	2	10	257	19,014
標準報酬の月額 (千円)	長期	6,019,636	20,620	638,730	850	1,010	4,190	6,685,036
	短期	6,273,356	26,390	638,730	850	1,340	4,190	7,031,996
1人当たり標準報酬月額 (円)	長期	356,445	644,375	350,373	425,000	505,000	419,000	356,402
	短期	371,468	824,688	350,373	425,000	670,000	419,000	369,833

3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	22	3	0	1	1	1	28

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)												
負担金	5,612,311	15,029,861	786,067	102,558			212,087	177,597				
掛金・保険料	5,708,923	9,564,404	786,057					172,919				
施設収入・商品売上									110,182			
連合会交付金	438						78,275				226	
利息及び配当金	1,435				14,840	1,149	102	367	669	570,778	26,797	
その他収入	710,910						3	13,645	26,399	784,169	11	13,729
他経理から繰入金							39,637		90,000			
前年度繰越支払準備金	802,984											
計	12,837,001	24,594,265	1,572,124	102,558	14,840	1,149	330,104	364,528	227,250	1,354,947	27,034	13,729
(支 出)												
給付金	4,993,203											
負担金払込金		15,029,861	786,067	102,558								
掛金・保険料払込金		9,564,404	786,057									
役職員給与							158,694	24,169	103,087	16,199	7,132	5,792
特定健康診査等費								21,936				
旅費・事務費							12,277	3,235	1,067	1,996	1,363	148
商品仕入									2,989			
飲食材料費									23,518			
委託費							5,066	7,895	8,174	39		
支払利息					14,840	1,149				470,257	14,840	4,715
退職者給付拠出金	80											
前期高齢者納付金	2,628,366											
後期高齢者支援金	2,330,747											
病床転換支援金	11											
介護納付金	1,213,063											
連合会払込金	141,904										381	
連合会拠出金	530,614											
他経理へ繰入金	39,637							90,000				
その他支出	10,061						149,317	241,987	124,152	3,515	2,013	1,904
次年度繰越支払準備金	741,516											
計	12,629,202	24,594,265	1,572,124	102,558	14,840	1,149	325,354	389,222	262,987	492,006	25,729	12,559
差引当期利益金	207,799						4,750			862,941	1,305	1,170
差引当期損失金								24,694	35,737			
年度末支払準備金	741,516											
年度末資本剰余金							40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	3,386,297						369,648	1,064,033	84,948	3,152,831	641,600	178,647

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和三年六月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和二年度決算の要旨を公告する。

令和三年六月二十五日

仙台市職員共済組合

理事長 藤 本 章

仙台市職員共済組合令和2年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び標準報酬の月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	継続長期	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	8,385	1	1,012	1	52	9,451
標準報酬の月額 (千円)	長期	3,510,382	650	429,610	500	3,941,142
	短期	3,560,262	1,210	429,740		4,012,332
1人当たり標準報酬の月額 (円)	長期	418,650	650,000	424,516	500,000	419,315
	短期	424,599	1,210,000	424,644		424,585

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	6	1	7

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
(取 入)									
負担金	2,917,717	8,875,467	461,620	59,486		43,687	95,748		
掛金・保険料	2,938,746	5,629,045	461,435				93,402		
利息及び配当金					1,663			119,981	12,707
その他収入	552,432					44,900	1		108
他経理からの繰入金						13,902			
前年度繰越支払準備金	405,549								
計	6,814,444	14,504,512	923,055	59,486	1,663	102,489	189,151	119,981	12,815
(支 出)									
給付金	2,750,249								
役職員給与						41,194	2,114	1,931	7,217
旅費・事務費						8,869	239	207	564
委託費						4,277	1,345	255	237
支払利息					1,663			78,553	1,663
連合会払込金	81,365	14,504,512	923,055	59,486					175
連合会拠出金	304,117								
退職者給付拠出金	46								
前期高齢者納付金	1,743,610								
後期高齢者支援金	1,390,767								
病床転換支援金	6								
介護納付金	727,847								
他経理へ繰入金	13,902								
その他支出	2,507					45,985	173,016	1,011	1,852
次年度繰越支払準備金	396,882								
計	7,411,298	14,504,512	923,055	59,486	1,663	100,325	176,714	81,957	11,708
差引当期利益金	△ 596,854					2,164	12,437	38,024	1,107
年度末支払準備金	396,883								
年度末資本剰余金									
年度末利益剰余金	1,305,381					59,515	510,566	500,411	1,179,010